## 「古着・古布」の回収について

## 1 制度の概要

現在、本市では、自治会や子ども育成会等が実施されている資源ごみの集団回収事業による場合を除き、古着・古布は可燃ごみとして焼却処理をしています。これらの古着・古布をリサイクルすることで、資源の有効活用とごみの減量化を推進します。

平成31年1月から、新たな資源回収品目として、家庭で使わなくなった「古着・古布」について、クリーンセンターへの持込みによる分別回収を開始します。回収した古着・古布については、ウエス(工業用雑巾)等にリサイクルを行います。

#### 2 分別回収の開始

古着・古布の分別回収については、以下のとおり実施します。

### (1)回収場所

防府市クリーンセンター

#### (2)回収方法

防府市クリーンセンターへの持込み ※クリーンセンターにより収集を行っている資源ごみステーション等での収 集は行いません。

#### (3)回収できるもの

衣類及び布類 (タオル、シーツなど)

# (4)回収できないもの

- ・濡れたもの、汚れたもの、臭いのあるもの、保管状態の悪いもの
- ・ウエス等にリサイクルできないもの(靴下・手袋・帽子などの小物類、作業服、カーペット、マット等)

## 3 市民への周知方法

- ・平成31年1月1日号の市広報に掲載
- 市ホームページへの掲載
- ・啓発チラシの作成